

## IASB会議報告（第124回から第126回まで）

IASB（国際会計基準審議会）の第124回の臨時会議が2010年8月24日に、第125回会議が、2010年9月14日から16日の3日間（このうち15日に米国財務会計基準審議会（FASB）との合同会議が開催された）、さらに、第126回の臨時会議が2010年9月24日に、ロンドンのIASB本部で開催された。

第124回会議は、IASBのみの会議で、①金融商品（償却原価及び減損）、②金融商品（ヘッジ会計）及び③法人所得税について議論が行なわれた。ここでは、初めの2つについてのみ解説することとする。

第125回会議のIASBのみの会議では、①金融商品（分類及び測定—金融負債（公正価値オプション））、②金融商品（償却原価及び減損）、③金融商品（ヘッジ会計）、④金融商品の資本と負債の区分、⑤負債（IAS第37号（引当金、偶発負債及び偶発資産）の改訂）、⑥料金規制活動（rate regulated activities）、⑦経営者による説明（management commentary）、⑧退職後給付、⑨年次改善、⑩国際財務報告基準（IFRS）第1号（IFRSの初度適用）の改訂（超インフレ経済下の財務報告）及び⑪IFRS解釈指針委員会関係（IFRS第2号（株式報酬）における権利確定条件及び非権利確定条件、非支配持分に関するプット及び委員会の活動報告）が議論された。一方、FASBとの合同会議では、⑫金融資産と金融負債の相殺（マスター・ネットリング契約）、⑬公正価値測定及び⑭排出量取引スキームが議論された。教育セッションでは、金融資産の減損に関するIASBでの議論について、FASBへの説明がなされた。IASB会議には理事15名が参加した。FASBとの合同会議には、FASBのボードメンバー5名がテレビ会議で参加した。ここでは、①から⑥及び⑫から⑭の議論の内容を紹介する。

第126回会議は、IASBのみの会議で、①金融商品（金融負債—公正価値オプション）及び②金融商品（金融資産の譲渡—IFRS第7号（金融商品：開示）の改訂）が議論された。

### 第124回臨時会議（2010年8月24日）

#### IASB会議

##### 1. 金融商品（償却原価及び減損）

今回は、①2009年11月に公表した公開草案「金融商品：償却原価及び減損」に対するコメント及びその他の関係者からの意見聴取の結果報告、及び、②今後の議論のために採用すべきアプローチについて議論が行なわれた。ここでは、②の議論をのみを紹介するが、その内容を減損アプローチの代替案及び予想損失アプローチの適用範囲に分けて解説する。

### (1) 減損アプローチの代替案

受領したコメントでは、償却原価測定を用いている金融資産に対して、現行 I A S 第 3 9 号（金融商品：認識及び測定）において採用されている発生損失（**incurred loss**）アプローチから予想損失（**expected loss**）アプローチに移行することへの強い支持があったが、一部には、現行 I A S 第 3 9 号の発生損失モデルを支持する意見や、公正価値による測定という意見もあった。このようなコメントを受けて、今回、このプロジェクトで採用すべきアプローチを選定するため、次の 4 つの減損アプローチが検討された。

- (a) 予想損失アプローチ
- (b) 発生損失アプローチ
- (c) 公正価値ベースアプローチ（I A S 第 3 9 号の償却原価で簿価を計算し、減損が発生した時点で公正価値を用いて測定する）
- (d) I A S 第 3 6 号（資産の減損）に基づくアプローチ（販売費用控除後公正価値と使用価値のいずれか高い方を参照して減損を計算する非金融資産に適用される方法を金融資産にも適用する）

議論の結果、全員一致で、予想損失アプローチを採用することが暫定的に合意された。議論においては、発生損失アプローチでは、当初の損失の見積りが、損失事象の発生まで認識されないため、その時点まで金利が過大に認識される点が問題とされた。また、公正価値ベースアプローチの下では、償却原価モデルと公正価値モデル（減損発生時には金融資産が公正価値で測定される）が混在することになり、複雑なモデルとなる点が問題とされた。そして、I A S 第 3 6 号に基づくアプローチでは、トリガーとなる事象が発生したかどうかの判定のタイミングや発生損失アプローチと同様損失事象が発生するまで金利が過大に認識される点が問題とされた。

### (2) 予想損失アプローチの適用範囲

予想損失アプローチを採用することが暫定合意されたことを受けて、①予想損失を見込む期間（契約の全期間とするか、ある一定の期間とすべきか）及び②予想損失を計算する場合にどのような条件を考慮すべきかの 2 点について議論が行なわれた。

#### ① 予想損失を見込む期間

予想損失を見込む期間として、①契約の全期間を対象とする考え方と②契約期間のある一部の期間（短期間）のみを対象とする考え方があり、議論が行なわれた。両者には、それぞれいくつかの長短がある。例えば、前者の場合、予想期間が長くなるため、予想が正確性を欠くため信頼性が低くなり、損益に適切でない変動が生じるおそれがある点が指摘されている。一方、後者の場合、全期間を対象とするときは考慮されるが、短期では考慮されない信用リスクが存在することがあり、時の経過と共にそれらが実現すると、それによる損益の変動が生じることになる。

議論の結果、契約の全期間を対象として予想損失を見込むことが暫定的に合意された。

### ② 予想損失を計算する際に考慮すべき条件

予想損失を計算する際に考慮すべき条件として次のものが検討された。

- (a) 経済サイクル期間アプローチ（**through-the-cycle approach**）：ローンを供与したある一時点の経済状況を用いて予想損失を見積もることは、その時点の経済状況のみに依存するので不適切と考え、経済サイクル全期間の状況を考慮して予想損失を見積もるべきだという考え方。
- (b) 過去及び現在の条件のみに基づいて予想損失を決定するアプローチ：予想損失を過去及び現在の経済及び市場状況のみを見て見積もるべきという考え方。経済及び市場状況の将来の変動を見込むことを禁止する考え方。
- (c) すべての合理的及び支持し得る情報及び条件を考慮するアプローチ（「全スコープ」予想損失）：金融資産の全体としての収益性を忠実に表現するため、経済及び市場状況の過去及び現在の条件に加え、将来の変動をも考慮に入れる考え方。

議論の結果、将来の変動をも考慮することが合理的だと判断され、「すべての合理的及び支持し得る情報及び条件を考慮するアプローチ」（上記(c)）が、全員一致で、暫定的に合意された。

## 2. 金融商品（ヘッジ会計）

今回は、①ヘッジの有効性テスト、②現存する項目のグループの一部をヘッジ対象の部分（又は「層（layer）」）とすること及び③OCI（その他包括利益）を通して公正価値の変動を認識する持分金融商品への投資に対するヘッジ会計の3つについて議論が行われた。

### (1)ヘッジの有効性テスト

今回議論されたのは、現在検討中の新たなヘッジ会計ヘッジの下において、有効性評価の主要特性は何かという点である。2010年8月3日に開催された臨時会議では、そのような特性に関連する4つの論点が議論された。今回、これらの論点について、さらに議論が行なわれた。

- (a) 有効性評価の目的
- (b) ヘッジにおける中立性概念
- (c) 有効性評価及び再評価の頻度
- (d) 有効性評価に用いるモデルの役割

議論の結果、次のようなヘッジの有効性テストアプローチが暫定的に合意された。

- (a) 有効性評価の目的は、ヘッジ関係がバイアスのない結果をもたらし、かつ、非有効性を極小化することを確保することであり、そのため、ヘッジ会計の目的上、ヘッジ手段の価値の変動が、ヘッジ対象の価値の変動をシステムティックに超過又は過小となるよう

- に、ヘッジ対象とヘッジ手段のウェイト付けに意図的なミスマッチがあってはならない。
- (b) 上記の目的に加え、ヘッジ関係には、ヘッジされたリスクに関して、ヘッジ対象とヘッジ手段の間で相殺（偶然でない相殺）を達成することが期待されていること。
  - (c) 有効性の評価は将来を予測するものであり、開始時及び継続的に実施される。
  - (d) どのような評価のタイプ（定性的か又は定量的か）を用いるかは、ヘッジ関係の適切な特徴（**relevant characteristics**）及び潜在的な非有効性の源泉に依存する。有効性の評価の主要な情報源は、企業のリスク管理の仕方である。
  - (e) 特定の評価手法は規定しない。しかし採用される手法は、非有効性の源泉を含むヘッジ関係の適切な特徴を捕捉できるのに十分な厳格さが必要である。
  - (f) 予期していなかった非有効性の源泉（すなわち、当初予想していなかった新たな源泉）が発生したり、ヘッジ関係の再構成（**rebalancing**）によって、従来手法では非有効性を捕捉出来なくなり、そのため、ヘッジがバイアスのない結果を生みず、非有効性を最小化することができなくなるときには、有効性評価の手法を変更することが強制される。

### (2)ヘッジ対象の適格グループ（部分ヘッジ）

2010年8月3日に開催された臨時会議では、現存する項目（例えば、確定約定又は負債証券）の「比例的な部分（**proportion**）」（例えば、100万ドルの確定約定の比例的な80%）をヘッジ対象とすることに加え、「ある部分（**layer**）」（例えば、100万ドルの確定約定のうち最初の70%）をヘッジ対象とすることができるという方向で検討を行なうことが概ね了解されていた。

今回は、前回に引き続き、部分ヘッジに関して、設例を基に議論が行なわれた。

議論の結果、企業のリスク管理方針が、現存項目のグループの「ある部分（**layer**）」をヘッジすることとしているのであれば、会計上のヘッジの指定は、同じベースで行なわれなければならないことが暫定的に合意された。すなわち、現存グループ項目に対して「ある部分」のヘッジ指定（部分ヘッジ）を認めるべきことが暫定合意された。なお、ここで、「ある部分（**layer**）」とは、同じリスクを共有するグループを構成する名目金額であるとされており、100万ドルの確定約定のうち最初の70%という形で指定される。

### (3)OCIを通して公正価値の変動を認識する持分金融商品への投資に対するヘッジ会計

ここでは、IFRS第9号（金融商品）で規定されている「OCIを通して公正価値の変動を認識する持分金融商品への投資」に対してヘッジ会計の適用を認めるかどうか議論された。IAS第39号では、ヘッジ会計（公正価値ヘッジ及びキャッシュ・フロー・ヘッジ）を適用するには、リスク・エクスポージャーが当期純利益（**profit or loss**）に影響を与えていなければならないとされているが、OCIを通して公正価値の変動を認識する持分金融商品への投資では、リスク・エクスポージャーがOCIのみに影響を与えてい

るため、ヘッジ会計の定義を満たさない。OCIに対してヘッジ会計を認めるようにする場合には、現在のIAS第39号のヘッジ会計を根本から見直す必要があり、OCIを利用する会計処理全般に関する問題をも含んでいる。このため、OCIに対してヘッジ会計を認めることは、現在のIASBのヘッジ会計に関する検討の方向性そのものを見直しを伴うものと理解された。

議論の結果、OCIを通して公正価値の変動を認識する持分金融商品への投資には、ヘッジ会計を適用しないことが暫定的に合意された。

## 第125回会議（2010年9月14日から16日まで）

### IASB会議

#### 1. 金融商品（金融負債—公正価値オプション）

2010年7月の会議では、2010年5月に公表した公開草案（金融負債のための公正価値オプション）に対するコメント（締切り期日は2010年7月16日）に関する概括的な報告及び議論が行われた。今回は、そこで指摘された論点のうち、①「負債の信用リスクの変動（changes in a liability's credit risk）」をすべてOCIで認識するという取扱いが妥当か及び②負債の信用リスクの変動をどのように決定するかに関して議論が行なわれた。

前者の論点では、3つの代替案が検討された。

- (a) 負債の信用リスクの変動をすべて当期純利益で認識するが、包括利益計算書上、負債の信用リスクの変動を区分して表示するアプローチ。
- (b) すべての負債に対して、その信用リスクの変動をOCIで認識することを求め、当期純利益には影響させないというアプローチ（公開草案での提案アプローチ）。
- (c) 負債の信用リスクの変動は、原則としてOCIで認識するが、そうすることが当期純利益段階でミスマッチをもたらす場合に限り、負債の信用リスクの変動を当期純利益で表示するアプローチ。

後者の論点に関しては、公開草案では、IFRS第7号（金融商品：開示）で示している負債の信用リスクに起因する公正価値の変動額の算出方法（B4項で示している）を用いて、次のように負債の信用リスクに起因する公正価値の変動額を算出することを求めている。

- (a) 負債の観察される市場価格と期首における負債の契約上のキャッシュ・フローを用いて、期首における負債の内部収益率を計算し、これから期首時点で観察されるベンチマーク金利を控除して、金融商品に固有の構成要素に帰属する金利を算出する。
- (b) 各期末では、期末時点で観察されるベンチマーク金利と上記(a)で計算された固有の構

成要素に帰属する金利の合計額を用いて、期末時点の負債の契約上のキャッシュ・フローを割引き、その現在価値を計算する。

- (c) 各期末時点の負債の観察される市場価格と上記(b)によって計算された現在価値との差額が、観察される金利の変動に起因しない公正価値の変動額（すなわち、負債の信用リスクに起因する公正価値の変動額）となる。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 負債の信用リスクの変動は、原則としてOCIで認識するが、そうすることが当期純利益段階でミスマッチをもたらす場合に限り、負債の信用リスクの変動を当期純利益で表示するアプローチを採用する。
- (b) 負債の信用リスクに起因する公正価値の変動額の計算には、IFRS第7号のガイダンス（上記(a)から(c)を参照）を用いることとする。

## 2. 金融商品（償却原価及び減損）

2009年11月に公表した公開草案（金融商品：償却原価及び減損）に対して受領したコメントを受けて、減損に関する議論が行なわれた。

2010年8月24日の臨時会議では、予想損失アプローチを採用すること及び契約の全期間を対象として予想損失を見込むことが暫定的に合意されている。今回は、これを受けて、①契約当初の予想損失の取扱い及び②当初予想損失をどのように契約全期間にわたって配分するか2点について議論が行なわれた。

### (1) 当初予想損失の取扱い

当初予想損失の取扱いに関しては、①契約全期間に見込まれる予想損失を第1年度にすべて認識するという取扱い及び②当該予想損失をポートフォリオの存続期間にわたって配分するという取扱いの2つについて議論が行なわれた。前者を支持する考え方では、過去の予想損失の見込額に関する歴史的情報を保有する必要がない点や実効金利の計算が不要なことが利点としてあげられている。一方、後者を支持する考え方では、予想損失をポートフォリオの存続期間にわたって配分することで、投資の実質リターンを適切に示すことができる点が利点としてあげられている。

議論の結果、契約全期間に見込まれる予想損失をポートフォリオの存続期間にわたって配分するという取扱いを採用することが暫定的に合意された。

### (2) 当初予想損失の契約期間にわたる配分

上記の暫定合意を受けて、契約全期間に見込まれる予想損失をポートフォリオの存続期間にわたって配分する方法についても議論が行なわれた。検討された方法は、①統合された実効金利（**integrated effective rate**）を用いる方法及び②統合された実効金利を用いな

い方法（実効金利から信用リスクを分離するアプローチ（'decoupled' approach））である。前者の方法は、公開草案で提案した方法で、将来キャッシュ・フローの現在価値が常に償却原価となるようにする方法である。受領したコメントでは、このような実効金利の計算には、その便益を超える費用がかかるという指摘が多かった。一方、後者の分離アプローチでは、具体的な配分方法として、年金法（annuity approach）と定額法（straight-line method）という2つの方法が考えられるが、会計データとは異なるリスク管理のためのデータを用いて会計処理ができるという点から、統合された実効金利法よりも簡単な方法とされている。すなわち、実効金利の計算と予想損失の見積りとは、別々に行なわれることになる。ただ、これらの方法をオープン・ポートフォリオに適用する際の困難さは、いずれの方法でも残ることになる。

議論の結果、統合された実効金利を用いない方法（実効金利から信用リスクを分離するアプローチ）を採用することが暫定的に合意された。

### 3. 金融商品（ヘッジ会計）

今回は、①ヘッジ対象のグループにヘッジ会計を適用するための適格性要件、②ヘッジの非有効性の評価、③ヘッジの表示（ベース調整及び確定約定の為替リスクのヘッジ）及び④ヘッジ会計の範囲の4つについて議論が行われた。ここでは、④を除く議論の概要を紹介する。

#### (1)ヘッジ対象のグループにヘッジ会計を適用するための適格性要件

今回は、①リスク・エクスポージャーのグループをヘッジ対象とする場合の適格性要件及び②ポートフォリオにおける金利リスクの公正価値ヘッジの2つについて議論が行なわれた。

##### ① グループをヘッジ対象とする場合のヘッジ会計の適格性

これまで、ヘッジ対象のグループに対するヘッジ会計の適用の適格性に関する議論が行われてきたが、この間の暫定合意の内容及びそれに対するボードメンバーの懸念などをまとめ、暫定合意がどのような帰結をもたらすか、さらに、ボードメンバーの懸念に対してどのような対応がなされたのかについての報告と議論が行なわれた。

議論では、ヘッジ対象のグループにヘッジ会計を適用するために、どのような適格性要件（制約規準）を求めるかに関して、次の3つの選択肢が議論された。

- (a) IAS第39号に記述されているヘッジ対象グループに適用されるすべての制約規準を引き継ぐ。
- (b) IAS第39号に記述されているヘッジ対象グループに適用されるいくつかの制約規準を引き継ぐ。
- (c) IAS第39号に記述されているヘッジ対象グループに適用される制約規準のいずれ

も引き継がず、代わりに、①企業のリスク管理目的上グループベースでヘッジ対象を管理していること、及び、②ネット・ポジションの場合には、資産及び負債のグロスの金額が識別され、ヘッジ対象として指定されていることという規準のみを組み込む。

議論の結果、上記**(b)**の選択肢を採用することが暫定的に合意された。さらに、スタッフに対して、どのような制約が必要かを決定することを支援する設例を作成することが指示された。なお、上記**(b)**の選択肢の下では、IAS第39号からは、次のような制約規準のいくつかを引き継ぐことになる。

- (a) グループに含まれる項目が同種のものであること。
- (b) 同種のリスク特性を有していること。
- (c) ヘッジ対象となるリスク・エクスポージャーを共有していること。
- (d) グループを構成する個別項目の公正価値の変動が、グループ全体の公正価値の変動とほぼ比例していること。
- (e) ある状況下又はすべての場合において、キャッシュ・フロー・ヘッジは、ネット・ポジションのヘッジ対象として適格にはなり得ない。
- (f) 公正価値ヘッジにおいては、ネット・ポジションはヘッジ対象となり得ない。

## ② ポートフォリオにおける金利リスクの公正価値ヘッジ

今回は、ポートフォリオにおける金利リスク（固定金利建ての負債金融商品）の公正価値ヘッジのみが議論された（キャッシュ・フロー・ヘッジについては将来議論する予定）。示された論点は2つで、第1の論点は、オープン・ポートフォリオに対してどのように金利リスクの公正価値ヘッジを適用するかであり、第2の論点は、より一般的な問題として、ポートフォリオベースで金利リスクの公正価値ヘッジを適用する際に考慮すべきいくつかの問題点（例えば、ネット・ポジションのヘッジの場合、利付資産と利付負債を1つのポートフォリオとすることができるか）である。

第1の論点に関しては、現在検討中のモデルでは、公正価値ヘッジの場合にも、ヘッジ対象及びヘッジ手段に生じた公正価値の変動を一旦OCIで認識し、ヘッジ対象の損益が実現した時点で、当該損益をOCIから当期純利益に振替えると同時に、ヘッジ手段の公正価値の変動でOCIで認識されている対応損益も当期純利益に振替える処理を前提としている。そのため、ヘッジ対象がいつ認識の中止をされるかが重要となる。この考え方は、クローズド・ポートフォリオではよく機能するが、オープン・ポートフォリオの場合、ヘッジ対象とヘッジ手段の公正価値の変動でOCIで認識されているものをどのように当期純利益に振替えることによってマッチングさせるかが問題となる。また、ヘッジの非有効性部分を直ちに当期純利益で認識する必要があるが、これをどのように行うかも問題となる。

第2の論点に関しては、今後検討すべき論点の一覧表が示された。

今回は、論点を確認するための議論が行なわれただけであり、暫定合意された事項はない。



## (2)ヘッジの非有効性の評価

ヘッジの非有効性の評価のための原則及びガイダンスに関する議論が継続的に行なわれている。2010年8月24日の議論では、ヘッジの有効性評価を、①複雑でないヘッジ関係と②複雑なヘッジ関係の2つに分け、それぞれに異なる方法を適用して行なうというスタッフからの提案が否決され、両者を区分せずに適用できる単一の有効性評価方法を目指すこととされた。これを受けて、今回、ヘッジの非有効性の評価の目的、原則及びガイダンスについての議論が行なわれた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

(a) ヘッジの非有効性の測定の目的は次のとおり。

IAS第39号にある原則を保持する。すなわち、ヘッジの非有効性の測定の目的は、報告期間における、ヘッジ手段の公正価値の変動のうち、ヘッジされたリスクに帰属するヘッジ対象の公正価値の変動によって相殺されない部分を（公正価値ヘッジの場合はその逆も同様となる）数量化することである。

(b) ヘッジの非有効性の測定の原則とガイダンスは次のとおり。

- ・ ヘッジの非有効性の測定は、ドル・オフセット法（ヘッジ手段の公正価値の変動とヘッジ対象の公正価値の変動の比率を用いて非有効性を計算する方法）に従って行ない、報告期間末又はリバランス時（いずれか早い方）に非有効性を認識する。
- ・ 非有効性の測定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の実際の変動に基づいて行なう。
- ・ 非有効性の測定に当たっては、貨幣の時間価値を考慮する。
- ・ ヘッジ対象の予想キャッシュ・フローの現在価値を測定するために仮想デリバティブ (**hypothetical derivative**) を用いる場合に関するガイダンスが暫定合意され、仮想デリバティブは、それ自体を非有効性を評価又は測定する方法として採用してはならず、それは、非有効性をテストする方法へのインプットとして、又は、非有効性の測定のために用いることが明確化された。

## (3) ヘッジの表示（ベース調整及び確定約定の為替リスクのヘッジ）

ここでは、①予定取引に対するベース調整 (**basis adjustment**) 及び②確定約定の為替リスクのヘッジ及び③それらの相互関係について議論が行なわれた。

### ① 問題の所在

IAS第39号第98項では、予定取引（これにはキャッシュ・フロー・ヘッジが適用される）に関して次のような規定を置いている。

(a) 当該予定取引が、その後において非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせる場合には、会計方針として、以下のいずれかを選択することができる。

- (i) ヘッジ手段に係る損益のうちヘッジとして有効な部分は、OCIで認識し、その後、取得された資産又は発生した負債が当期純利益に影響を与える期に、OCIからリサイクルする。

(ii) ヘッジ手段に係る損益のうちヘッジとして有効な部分は、取得された資産又は発生した負債の取得原価に含める（ベース調整）。

(b) 非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせる予定取引が、公正価値ヘッジが適用される確定約定となった場合には、会計方針として、上記(a)の(i)又は(ii)のいずれかを選択することができる。

一方、IAS第39号第87項では、確定約定の為替リスクのヘッジに限って、公正価値ヘッジ又はキャッシュ・フロー・ヘッジのいずれとして会計処理してもよいとしている。また、この会計処理の選択は、取引ごとに行うことができる。

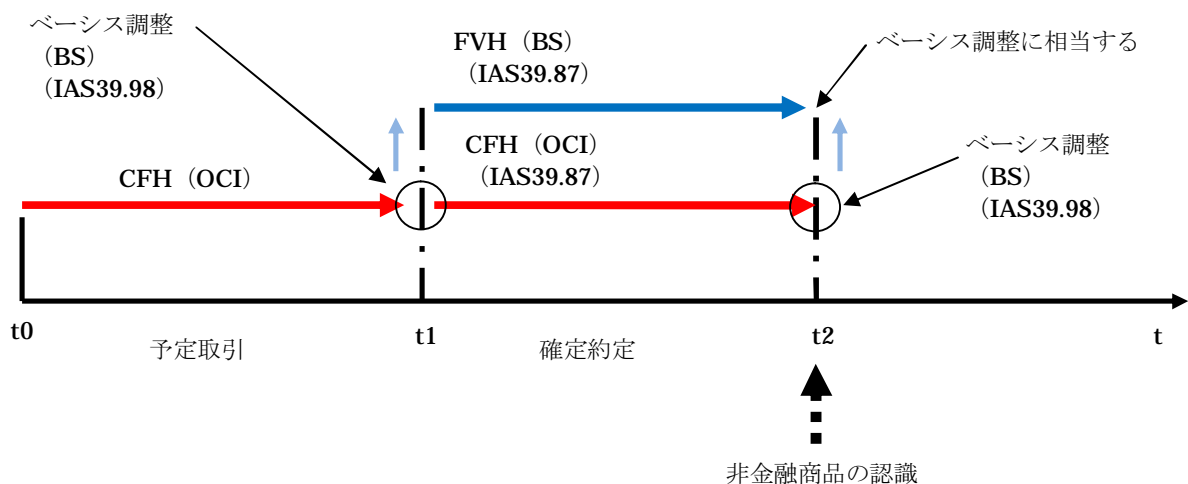
ここで取扱われている問題は、次のとおりである。

(a) 為替リスクに限定せずに、予定取引がその後において非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせる場合に、会計方針として選択できる2つの選択肢（上記(a)の(i)と(ii)）をベース調整のみに限定することが妥当かどうか。

(b) 確定約定の為替リスクのヘッジは、公正価値ヘッジ又はキャッシュ・フロー・ヘッジのいずれとして会計処理してもよいとしている現行IAS第39号第87項の選択肢を維持すべきかどうか。

(c) 上記2つの問いに答えるため、非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせる予定取引が、為替リスクを有している場合を例にとって、それぞれへの答えが矛盾したものにならないかどうかを検証する。

このことを示したものが別図である。確定約定の期間（t1からt2）では、上段に示したのが、公正価値ヘッジを選択した場合であり、下段は、キャッシュ・フロー・ヘッジを選択した場合の流れである。



## ② 予定取引に対するベース調整

ここでは、4つの選択肢が議論された。

案1： 現行通り2つの会計処理の選択を許容

案2： ベーシス調整しない方法（OCIで認識し、その後リサイクルする方法）のみを許容

案3： ベーシス調整する方法のみを許容

案4： ベーシス調整する方法のみを許容（調整に当たっては、包括利益計算書上でOCIを通すことなく、直接資本の部のOCIを増減させる）

議論の結果、案4を採用することが暫定的に合意された。この結果、①予定取引が、その後において非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせる場合、又は、②非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせる予定取引が、公正価値ヘッジが適用される確定約定となった場合には、ベーシス調整を行なうことになる。その際には、ヘッジ手段に生じる損益は、包括利益計算書を經由することなく直接資本の部のOCIで認識し、非金融資産又は非金融負債の認識が生じる際には、OCIで認識されていたヘッジ手段に生じる損益は、OCIからこれらの簿価に振替えられることになる。

### ③ 確定約定の為替リスクのヘッジ

現行IAS第39号では、確定約定の為替リスクのヘッジは、公正価値ヘッジ又はキャッシュ・フロー・ヘッジのいずれとして会計処理してもよいとしているが、今回、次の3つの選択肢が議論された。

案A： 現行通り2つの処理の選択を許容

案B： キャッシュ・フロー・ヘッジのみを許容

案C： 公正価値ヘッジのみを許容

議論の結果、案Aを採用することが暫定的に合意された。これは、確定約定の為替リスクは、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー及び公正価値の双方に影響を与えること、もし、案Cを採用すると、予定取引（予定取引にはキャッシュ・フロー・ヘッジのみが適用される）から確定約定になった時点で、ヘッジの性質をキャッシュ・フロー・ヘッジから公正価値ヘッジに指定替えしなければならないことなどから、現行処理を変える必要がないと判断されたためである。

## 4. 資本と負債の区分

このプロジェクトは、公開草案を公表すべく、プレバロット・ドラフトの段階まで進んできた。公開草案のプレバロット・ドラフトは、これまでのIASB及びFASBの議論を経て、現行の金融商品に関する資本と負債の区分と多くの点で同じになるような区分とするようにするという方針で作成されている。しかし、それを記述するプレバロット・ドラフトの文言は、背後にある原則を明示することを意図して、現行規準の文言とは大きく異なっている。このため、理解が困難になり、かえって混乱を招き、意図しない帰結をもた

らす可能性が否定できないという懸念が関係者から表明された。このため、公開草案のプレバロット・ドラフトで採用しているアプローチで継続してプロジェクトを進めるべきかどうか議論された。スタッフからは、次の5つの代替案が示された。

- (a) 特定の実務上の問題に対処するためにIAS第32号（金融商品：表示）を改訂し、米国で改訂されたIAS第32号が採用されるようにする。
- (b) 米国会計基準とIFRSの間のコンバージェンスを拡大するため、両基準に対して目標を絞った改訂を行う。
- (c) 狭義の資本という考え方でプレバロット・ドラフトの内容を検討し直す。
- (d) 現在両者の検討議題にあがっているその他のプロジェクトの一部が完成するまで本プロジェクトを延期する。
- (e) プレバロット・ドラフトで提案しているアプローチに基づいて作業を継続する。

議論の結果、IASBは、上記(c)、(d)及び(e)の代替案を拒否することに暫定的に合意した。今後、2010年10月の両者の合同会議で、上記(a)及び(b)の代替案について議論する予定である。

### 5. 負債（IAS第37号の改訂）

このプロジェクトの公開草案は、2010年3月に公開されているが、今回、①これに対して受領したコメントの簡単な分析及び②本プロジェクトの今後の進め方について議論が行われた。

議論では、受領したコメントでは、①単一の負債に対して期待値を用いることの妥当性に対する懸念、②訴訟のような事象に対しては信頼を持って負債の期待値を測定できないこと、③リスク調整を加える理由やその計算方法が不明確でリスク調整を含める測定は信頼性がなく、また、比較可能性もなくなるといった点が指摘されていることが報告された。スタッフからは、今後のプロジェクトの進め方に対して、次の3つの提案が示された。

- (a) プロジェクトを中止する。
  - (b) IAS第37号の測定に関する規定を見直さずに新しいIFRSを作成する。
  - (c) 期待値を用いる測定モデルを追求するが、コメントで指摘された点に対応する。
- 議論の結果、上記(c)の方向性でプロジェクトを継続することが暫定的に合意された。そして、今後次の点を検討することが予定されている。
- (a) 期待値が信頼を持って測定できない負債に対して異なる測定方法を導入するかどうか。例えば、単純化された測定技法を特定する方法を指定するというアプローチが考えられる。また、「信頼ある測定」という認識規準を満たさないので、負債を認識せず、未認識となる負債の存在及びそれに関する情報の開示を企業に求めるというアプローチも考えられる。
  - (b) 認識すべき負債があるかどうかを企業が決定することを支援するガイダンスを追加す

ることを考慮する。

- (c) 負債の認識にあたって、①履行する場合、②譲渡する場合及び③解約する場合のいずれか低いものを識別するという要求を再考する。
- (d) リスク調整を追加するという要求を再考する。
- (e) 将来のキャッシュ・フローを契約価格を参照して測定する要求を再考する。
- (f) 割引率、開示要求、偶発資産及び不利な契約といったようなその他の項目に関するガイダンスの追加を検討する。

また、上記の検討の結果を受けて、これらの改訂内容が再公開されることになるが、その際には、すべての改訂事項について再公開することが暫定的に合意された（2010年3月の再公開では、これまで行なってきた見直しのうち、測定のみに範囲を絞って再公開したために、認識部分も再公開すべきとの指摘が多数寄せられている）。なお、再公開の時期は、2011年第下半期より前になることはないと考えられる。

## 6. 料金規制活動

IASBは、2009年7月に公開草案（料金規制活動）を公表しており、そこでは、電力やガスといった料金が規制されている企業の活動に関連して、当期に発生した超過コスト（当期の実際コストが予想コストを超える場合）を将来料金に加算して回収できる仕組みを採用している場合に、そのような仕組みから生じる当期発生コストの将来回収予想額を規制資産（**regulatory assets**）として認識することを提案している。また、これとは逆に、当期の実際コストが予想コストを下回る場合には、将来、この差額を料金の引き下げという形で、消費者に還元しなければならない義務を規制負債（**regulatory liabilities**）として認識することを提案している。

今回、スタッフからは、概念フレームワークに照らして、規制資産及び規制負債はIFRSにおいて資産及び負債として認識すべきではないという提案があった。

議論の結果、この問題は、早急に結論を出すべきではなく、次のステップは、この問題を将来の検討議題とするかどうかであるとされた。このため、近い将来に公表されるであろうIASBの将来の検討議題に関する文書のなかで、正式議題とすべきかどうかについて広く意見聴取をすることとされた。将来のプロジェクトの方向性としては、①開示のみの基準とする、②従来の基準（GAAP）を許容するために、IFRS第1号（保険契約）やIFRS第6号（鉱物資源の探査と評価）のような中間段階の基準とする、③料金規制の影響の焦点を絞った中期的なプロジェクトとする及び④無形資産に関する包括的なプロジェクトとする、といったものが考えられる。

## **IASBとFASBの合同会議**

### **1. 金融資産と金融負債の相殺（マスター・ネットリング契約）**

相殺の問題は、2010年6月の会議で議論され、スタッフに対して、相殺の適切性および有用性、ISDA（国際スワップデリバティブ協会）のマスターネットリング契約の法的有効性（legal enforceability）について更なる調査を指示していた。今回は、これに対するその後のスタッフの検討結果が示され、財政状態計算書上において、金融資産及び金融負債の相殺が適切で有用かどうか、また、そうであれば、どのような基準（basis）に基づいて金融資産と金融負債が相殺されるべきかについて議論が行われた。

議論の結果、今回は、暫定合意に達した事項はないが、今後も継続して検討することとなり、金融資産及び金融負債の相殺が適切で有用かどうかを判定するために考慮すべき要素として、次の項目を今後検討することとされた。

- (a) 当事者が相殺又は純額決済する能力を有している必要があるかどうか。
- (b) 純額決済を行なう意図を明示する必要があるかどうか。
- (c) それぞれの契約に示された負債金額は、同日又は同時に決済されるべきかどうか。
- (d) 金融資産及び金融負債は、同じ満期日を有するべきかどうか。
- (e) 金融資産及び金融負債は、同じ基礎となるリスクを有しているべきかどうか。
- (f) 相殺は、二者間又は複数の相殺契約に基づくべきかどうか。

### **2. 公正価値測定**

2010年6月に、FASBは、トピック820（公正価値測定及び開示）の改訂のための公開草案を、IASBは、再公開草案（公正価値測定における測定の不確実性分析開示）を公開した。今回は、これら2つの公開草案に対して受領したコメントの分析結果について議論が行われた。さらに、今後の検討スケジュールについても議論が行われた。

次のような分析結果が示され、議論が行われたが、暫定合意に達した事項はない。

- (a) 公正価値測定に関して、米国会計基準とIFRSとを同じ内容とする基準を開発しようとする方向性については、大きな支持があった。
- (b) トピック820に対する改訂提案は、現行実務を変更するものであるが、さらにガイダンスを求めるコメントが多数寄せられた。例えば、各IFRSで会計単位を明確に指定していない場合に関するガイダンスの明確化を求める意見があった。
- (c) 測定の不確実性分析開示に関しては、インプット間の相関関係を考慮するためには、システム変更など実務上の影響があるなどの懸念が表明された。さらに、相関関係の影響をどのように決定するか、いつ相関関係が目的適合的になるのかなどに関してさらに明確化が必要である点も指摘された。

このほか、2011年第1四半期に最終基準を公表し、公正価値測定に関する教育的資料

（IFRS財団が公表する）を2011年第2四半期に公表するというというスケジュールについての議論も行われた。今後、コメントで指摘されたそれぞれの論点について議論される予定である。

### 3. 排出量取引スキーム

今回は、排出量取引スキームの1つであるキャップ・アンド・トレード・スキームにおける当初認識時の会計処理に関して議論が行われた。具体的には、①排出権を割り当てられた場合や購入した場合に資産として認識するかどうか、及び、②排出権を割り当てられた場合に対応する負債が存在するかどうかについて、議論が行われた。

#### (1) 排出権の資産としての認識

概念フレームワークでは、「資産とは、過去の事象の結果として企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源をいう。」と定義されている。購入した排出権は、過去の事象（購入）の結果として企業が保有しているものであり、排出権を企業が市場で売却できることから経済的便益をもたらす資源であるということができ、資産の定義を満たしている。一方、割り当てられた排出権も、過去の事象（割当）の結果として企業が保有しているものであり、購入された排出権と同様に、企業が市場で売却できることから経済的便益をもたらす資源である。このため、購入及び割当ての結果企業が保有している排出権は、資産の定義を満たすと考えられる。議論の結果、この分析のとおり資産の定義を満たし資産として認識すべきことが暫定的に合意された。

#### (2) 排出権の負債としての認識

概念フレームワークでは、「負債とは、過去の事象から発生した企業の現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが予想されるものをいう。」と定義されている。

ここでは、対価の支払いなしに割り当てられた排出権に対応して企業に負債が存在するかどうか及びそれを認識すべきかが議論された。

議論では、①排出権の割当ては、現在の義務を創造するので割当てに対応する負債があるという考え方と②割当てによって現在の義務は創造されないので、負債はなく、温暖化ガスを排出した時点で負債が生じるという考え方の2つが検討された。

また、前者の考え方には、どのような現在の義務があるかに関して、さらに3つの異なる考え方があることが示された。

- (a) 見解A：排出権を順守期間後も保有するためには、温室効果ガスの排出を抑える義務があるという考え方。
- (b) 見解B：温室効果ガスを排出した場合には、排出権を返却しなければならないという義

務があるという考え方。

- (c) 見解C：スキームの要求を順守するという義務。すなわち、排出権を保有するために、温室効果ガスの排出を抑える義務、及び、温室効果ガスを排出した場合には、排出権を返却しなければならないという義務があるという考え方。

議論の結果、IASBは、排出権の割当てによって負債が存在することを認め、見解Cを採用することを暫定的に合意した。しかし、この考え方をさらに洗練させるべきことがスタッフに指示された。一方、FASBは、排出権の割当てによって負債が存在することは認めたものの、上記3つの見解のいずれにも過半の支持がなかった。

## 第126回会議（2010年9月24日）

### IASB会議

#### 1. 金融商品（金融負債—公正価値オプション）

2010年9月の会議に引き続き、金融負債に対する公正価値オプションの適用に関する議論が行われた。今回は、①負債の信用リスクの変動を包括利益計算書上、2段階表示とするか、1段階表示とするか、②負債の信用リスクをOCIで認識する取り扱いをローン・コミットメント及び金融保証に拡大するかどうか、及び、③金融負債の認識の中止が行われ、負債の信用リスクが実現した場合にリサイクリングを認めるかどうかという3点が議論された。

##### (1)包括利益計算書上での表示

議論の結果、1段階表示方式を採用することが、暫定的に合意された。1段階表示方式では、金融負債の公正価値の変動のうち、発行企業の信用リスクに関連する部分を直接OCIで表示し、残りを当期純利益で表示することになる。

##### (2)ローン・コミットメント及び金融保証

議論の結果、負債の信用リスクをOCIで認識する取り扱いをローン・コミットメント及び金融保証には、拡大しないことが暫定的に合意された。これにより、これらの公正価値の変動は、当期純利益で認識されることとなる。

##### (3)信用リスクが実現した場合のリサイクリング

金融負債の信用リスクは、負債を返済し終えた段階ではゼロとなる。しかし、満期前に金融負債の認識の中止が行なわれる場合には、信用リスクに関連する損益が実現損益になる。このような場合に、実現損益をリサイクルすべきかが議論された。



議論の結果、負債の信用リスクが実現した場合でもリサイクリングを認めないことに対する支持が多かったが、継続して議論することとされた。リサイクリングを認めないことに対する支持が多かったのは、このような負債の信用リスクが実現する場合は限られていること、及び、信用リスクの実現時に当該損益をリサイクリングすることを認めることは他の I F R S でリサイクリングを禁止している取扱いへも影響が及ぶことが懸念されたためである。

### 2. 金融商品（金融資産の譲渡— I F R S 第 7 号の改訂）

金融資産の譲渡に関連する開示規定（ I F R S 第 7 号）の改訂の発効日は、2011年1月1日とされているが、作成者が当該変更に対応するための時間的な余裕を十分確保するために、発効日を2011年7月1日に変更することが、スタッフから提案され、議論された。

議論の結果、スタッフの提案が暫定的に合意された。また、改訂基準の適用初年度には前期の比較情報を改訂基準に基づいて修正する必要はないという経過措置を変更しないことが再確認された。なお、本改訂の早期適用は許容されている。

以上

（国際会計基準審議会理事 山田辰己）